資料１

県・市懇談会テーマ一覧表（未定稿）

部会	番号	テーマ	提出市	頁
行政部会関係	1	消防団車両の小型動力ポンプ付積載車の補助金額増額について	田原市	1
	2	ペダル踏み間違い時加速抑制装置の補助事業について	豊橋市・知立市	2
社会文教部会関係	3	解体業者の産業廃棄物（自社解体物）の積替保管施設の設置に対する規制について	津島市	3
	4	公立保育園・児童発達支援センターの新設・改修・拡充に係る財政支援について	春日井市・瀬戸市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市	4
	5	児童相談センターにおける通訳者の配置について	知立市	5
	6	地域猫活動推奨のため、愛知県での不妊去勢手術の無償実施等について	半田市・豊川市	6
	7	通級指導教室への教員の確実な配置について	大府市	7
	8	英語教育の推進や慢性的な英語担当教員不足の解消に向けた特別免許等の付与について	豊橋市	8
	9	不登校対策のための施策について	春日井市・瀬戸市・小牧市・尾張旭市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・長久手市	9
	10	スクールロイヤーの配置について	豊橋市	10
	11	外国人児童生徒の日本語教育及び就学・進学等にかかる市町村独自の取組みに対する財政支援の拡充について	西尾市	11
	12	スクールカウンセラーの増員について	大府市	12
経済部会関係	13	愛知県国際展示場「Aichi Sky Expo」を基点としたアフターMICEの三河地域への展開について	岡崎市	13
	14	耕作放棄地再生利用の促進に係る補助制度の創設について	田原市	14
	15	下水道管渠の改築事業に係る県費補助の継続について	一宮市	15
	16	改良すべき踏切への対策について	稲沢市	16
	17	コミュニティバスの運営費に対する補助制度の創設について	犬山市	17

行政部会関係

1　消防団の小型動力ポンプ付積載車購入費の補助金額の増額について

〔田原市提出〕

道路交通法の改正により、新たに準中型自動車免許が新設されたことに伴い、若い消防団員が普通自動車免許のみで消防ポンプ自動車を運転することができなくなりました。このため、今後、消防団車両の更新時には、準中型自動車免許が必要な消防ポンプ自動車から、普通自動車免許のみで運転できる小型動力ポンプ付積載車に移行していくことが多くの自治体で予想されております。

南海トラフ地震等防災対策を促進することを目的とする県の「南海トラフ地震等対策事業費補助金」は、消防団の車両の更新に対しても交付されていますが、補助率は補助基準額の３分の１であり補助金額が低いため、各市の財政負担が大きいのが現状であります。

ついては、県におかれては、**急務となっている老朽化した消防団車両の更新を適切に行うため、補助基準額又は補助率を引き上げるよう要望します。**

２　ペダル踏み間違い時加速抑制装置の補助事業について

〔豊橋市、知立市提出〕

愛知県の交通死亡事故死者数は、昨年まで、１６年連続全国ワースト１位となっており、また、本年も現在のところ、全国ワースト２位という状況です。中でも、７５歳以上の高齢ドライバーによる事故は、全体の死亡事故件数が減少傾向にある中、横ばい傾向となっており、高齢者に重点を置いた事故抑止対策を早急に実施する実施する必要があります。

国は、高齢運転者による交通事故が大きな社会問題となっていることを受け、ペダル踏み間違い時加速抑制装置をはじめとする既販車への後付けの安全運転支援装置（以下、「装置」という。）の性能認定制度の創設と実施に向けた検討を来年度行う方針を示しています。

また、県の策定した第10次愛知県交通安全計画には、先端技術の活用推進が盛り込まれており、具体的には、運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステムの普及、啓発に取り組むとされています。

装置は、高齢者の事故防止に関して有効な手段のひとつと考えられることから、東京都及び福井県が緊急対策として設置補助制度を創設し、既に実施している他、本県内の一部の自治体も年度内の補助制度の開始を予定しております。

ついては、県におかれては、**愛知県全体の交通安全の質を底上げするために、費用は県と市町村の折半とし、東京都と同水準（補助率９／１０）で県内一律の補助制度を創設されるよう要望します。**

社会文教部会関係

3　解体業者の産業廃棄物（自社解体物）の積替保管施設の設置に対する規制について

〔津島市提出〕

近年、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（第９条、第16条）に基づく、解体業者の産業廃棄物（自社解体物）積替保管施設（以下「積替保管施設」という）の設置が増えています。

積替保管施設は住宅地至近距離に設置されることも多く、保管基準を満たす施設であれば県への届出のみで設置できますが、産業廃棄物（自社解体物）が山積みされるなど保管基準を満たさない施設もあります。また、産業廃棄物（自社解体物）の分別リサイクルの過程で騒音・振動・粉塵が発生し、周辺住民の生活環境に悪影響を与えており、住民からの苦情が増加しています。

積替保管施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第14条第６項）、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（第22条）、愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱等で設置や保管基準について定められています。

しかし、積替保管施設の保管基準で定める産業廃棄物（自社解体物）飛散防止の囲いは、建築基準法で定める建築物に該当しないため、設置場所について都市計画法等による規制を受けることがありません。

ついては、県におかれては、**住民の生活環境の悪化を防止するため、積替保管施設の設置について、住宅地から一定距離以内の設置の規制、設置に際し周辺住民の同意を得るなどの措置を要望します。**

また、生活環境を保全するため、既存の積替保管施設についても適切な運営基準を義務付けるなどの措置を要望します。

4　公立保育園・児童発達支援センターの新設・改修・拡充に係る財政支援について

〔瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市提出〕

女性の社会進出などにより、保育の需要が増大しており、保育園に入園できない待機児童が発生しています。待機児童は、保護者の就労率の増加に伴い増加傾向にあり、今後も続くと考えられます。そこで待機児童対策として入所枠を増やすため、保育施設の新設や増改築が必要となっております。

また、近年、発達障がいのある児童が増加傾向にあるほか、発達障がいや知的な遅れはないものの、学習面や行動面で困難さを抱えている児童も増加傾向にあります。

国は平成２９年度に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を定め、この指針において、「児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１カ所以上設置することを基本とする」ことを定めました。

こうした中、児童福祉施設の整備費については、公設による場合の財源が平成１８年度の三位一体の改革により一般財源化されておりますが、昨今の社会情勢の変化に起因するニーズの高まりに対応するためには、当時と比べて市の財政に強いられる負担が増大している状況にあります。

ついては、県におかれては、**増加傾向が続く保育ニーズ及び療育施設のニーズに併せた施設整備に係る市の財政負担を軽減するため、保育所や児童発達支援センターの新設・改修・拡充整備に係る財政支援制度の創設及び必要な財政措置の実施を国に働きかけるよう要望します。**

5　児童相談センターにおける通訳者の配置について

〔知立市提出〕

小中学校に在籍する日本語教育が必要な児童生徒のうち、知的な遅れが見られ発達検査が必要な児童生徒、問題行動や非行が見られる児童生徒、虐待やネグレクトが疑われる児童生徒等についての相談先が、児童相談センターとなる事例があります。

そうした中、平成３１年４月施行の改正出入国管理及び難民認定法により新たな在留資格「特定技能」の創設がなされ、今後、外国人の就労・居住が増加することが想定されるところであります。

しかし、県の施設である児童相談センターには通訳者が配置されておらず、児童生徒はもちろんのこと、保護者へ対応する際に、言葉が障壁となって説明が伝わらなかったり、状況や事実関係の確認ができなかったりと、意思の疎通に支障が出ております。

児童相談センターに関わる事案は、緊急性や重大性が高い内容が多く、初動対応が遅れることは事態の悪化や長期化を招く懸念があります。また、小学校就学前の子どもたちについても、同様であります。

ついては、県におかれては、**今後、日本語指導が必要な児童生徒の相談件数の増加が見込まれる中で、児童相談センターへの通訳者の配置は喫緊の課題であると考えますので、一刻も早い配置を要望します。**

6　地域猫活動推奨のため、愛知県での不妊去勢手術の無償実施等について

〔半田市、豊川市提出〕

現在、半田市では、野良猫の数が増えてしまい、野良猫によるふん尿被害や所有物への損害等の相談が多く寄せられており、地域問題となっております。

また、豊川市でも、野良猫に関する苦情が市民から多数寄せられる状況となっていますが、野良猫の捕獲を規定する法令が無く、愛知県動物保護管理センターによる引取りも、原則行われていない状況であります。

環境省では、飼い主のいない猫対策として、不妊去勢手術をしたうえで、適正な餌やりやトイレ清掃を行う「地域猫活動」を推奨しています。愛知県も同様に、「地域猫活動」による問題解決の検討を促しています。

しかし、「地域猫活動」を行うには多額の費用がかかり、ボランティアや地域住民に費用を負担していただくにも限界があります。特に、これ以上猫を増やさない対策として有効な「不妊去勢手術」は、１頭あたり２万円前後の費用が必要となるため、豊川市では、不妊去勢手術費の助成制度について検討している状況にあります。

ついては、県におかれては、**「地域猫活動」を対象とした不妊去勢手術の無料実施、又は、「地域猫活動」に要する経費を補助する市町村に対する助成制度の創設などを要望します。**

7　通級指導教室への教員の確実な配置について

〔大府市提出〕

障害のある児童生徒のうち通級による指導を受けている児童生徒数は年々増加傾向にあり、平成２９年５月時点における文部科学省の調査では１０８，９４６人の児童生徒が通級による指導を受けており、１０年前と比較して倍増している状況にあります。

通級指導教室が設置されていない小中学校においては、巡回指導又は他校通級により指導を受けることが必要となりますが、自校通級設置校においては、巡回指導を行う余裕のない学校が多く、また、他校通級については保護者の送迎の負担等が大きいため利用が進まないことが課題となっております。

本市では、通級指導教室を設置している小中学校（１３校中５校）における平成３０年度時点での自校通級の利用者数について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第７条第１項第５号に規定する教員の配置基準である児童生徒１３人を超えております。

しかし、巡回指導実施校を除く未設置校７校のうち５校に１３人を超える自校通級の利用希望がありますが、教員の配置がされない学校については設置ができない状況であります。

ついては、県におかれては、**法律の規定に従い、自校通級の利用を希望する児童生徒が１３人を超える見込みの小中学校に対して、確実に教員の配置がされるよう要望します。**

8　英語教育の推進や慢性的な英語担当教員不足の解消に向けた特別免許等の付与について

〔豊橋市提出〕

小学校英語科が完全実施となり、全国的に英語教育の推進が求められています。本市においては、平成１８年度から全小中学校７４校で教育課程の特例校の指定を受け、先進的な英語教育実践に取り組んできました。その成果を生かし、より発展的な英語教育の取り組みとして、豊橋市立八町小学校で令和２年度の「イマージョン教育コース」開設に向けた準備をすすめているところであります。「イマージョン教育コース」の夏休みの体験授業希望者は８００人を超え、英語教育に対する保護者・児童の関心がよりいっそう高まっております。

このため、近年、慢性的な英語教育担当教員不足がより顕著になる中で、英語で教科等の授業を行うことができる有能な人材の確保が求められています。

そこで、ＡＬＴをはじめとする外国語の指導員のうち、知識、技能、経験が豊富であり、単独で授業を受け持てる人物に対して、特別免許や臨時免許を付与することなどにより、指導責任者として雇用し、有能な人材の確保や教員不足の課題を解消していくことが必要であると考えます。

ついては、県におかれては、**有能な英語担当教員の確保や英語教員不足の状況の緩和に向けて、ＡＬＴなど、英語指導力に長けた外国人に対する特別免許や臨時免許の付与の実現に向けた取組をしていただくよう要望します。**

9　不登校対策のための施策について

〔瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、
日進市、清須市、北名古屋市、長久手市提出〕

不登校の児童生徒が学校以外で通える場所として、教育支援センター（適応指導教室）を設置している市町村が多くありますが、教室の確保（増築、改修費等）についての補助制度などはなく、市町村は財政的に苦慮しております。

国や県の不登校の児童生徒への対応として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業補助金があります。

しかし、不登校の児童生徒が通える場所の新設や改修費等に対する補助金制度は整備されておらず、また、県費負担教職員も配置されておりません。

ついては、県におかれては、**子どもが安心できる居場所としての教育支援センター（適応指導教室）の新設や改修費の補助制度を創設するとともに、教育支援センター（適応指導教室）の指導体制の充実のために必要な人材の確保及び配置に対する支援制度の創設等、必要な措置を講ずるよう要望します。**

１０　スクールロイヤーの配置について

〔豊橋市提出〕

学校現場では、いじめ問題をはじめ、不登校、保護者からのクレームや学校内での事故など、様々な問題に、日々、直面しています。中には訴訟に発展しかねないケースもあり、また、法的な根拠を求められ、教員の力だけでは対応が困難な事案が増加しております。

そこで、客観性や中立性を保って問題に対応できる外部の専門家（弁護士）と連携する必要があります。しかし、その手続き方法等は確立されておらず、一つ一つの問題に迅速かつ的確に対応することは難しい状況にあります。

こうしたことから、スクールロイヤーという「紛争解決のプロ」が身近に配置され、法律に基づいた的確なアドバイスを受けられれば、教職員にとって大きな安心感につながります。教職員の精神的、物理的な負担が軽減され、結果として、子どもと向き合う時間が増え、教育現場がより充実すると考えられます。

また、学校が抱える問題への対応だけではなく、子どもたちの人権意識を高めるための教育活動や、学校における法令を遵守した教育活動の徹底なども期待できると考えられます。

ついては、県におかれては、**学校における日常的な相談窓口として、東三河教育事務所に一人、専属のスクールロイヤーの配置を要望します。**

１１　外国人児童生徒の日本語教育及び就学・進学等にかかる市町村独自の取組みに対する財政支援の拡充について

〔西尾市提出〕

平成３１年４月の改正出入国管理及び難民認定法の施行に伴い、県内においても外国人児童生徒が増加傾向にあり、市町村では、その受入体制の整備や共生社会の実現に向けた取組が喫緊の課題となっています。

国や県においては、近年、法的環境整備も含めて外国人児童生徒に対する支援施策を推進されていますが、外国人生徒の全日制の高等学校への進学率は日本人に比べると非常に低く、学歴が偏重される日本社会において人生設計を描くうえで大きな壁となっています。

西尾市教育委員会では、約１０年前から独自に、外国にルーツを持つ子どもに対する日本語教育及び就学等の支援事業を学校現場の内外で取り組んできましたところであります。

当市では、今後の外国人児童生徒の増加及び多言語化を見込み、教育環境の充実を図るべく人材確保から育成までを含めた推進体制の見直しを進めているところであります。しかし、今後の拡充を検討している自治体が少なくない中、その基盤整備となる人材確保のための財源確保が困難となっております。

ついては、県におかれては、**文部科学省の「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細やかな支援事業（教育支援体制整備事業費補助金／帰国・外国人児童生徒等教育の推進事業）」について制度化及び予算措置を行い、市町村独自の取組みに活用できるよう、財政支援の拡充を要望します。**

１２　スクールカウンセラーの増員について

〔大府市提出〕

近年、いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を積極的に活用する必要性があり、スクールカウンセラーの活躍が期待されているところであります。

平成２８年６月２日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、スクールカウンセラーの配置など教育相談機能を強化するため、スクールカウンセラーの配置などに取り組むこととされています。

県では、令和元年度、小学校では３から４校に１人、中学校では１校に１人（小中連携型配置校には、中学校と中学校区の小学校で１人）の配分でスクールカウンセラーを週１回程度、年間１９１時間（小中連携型配置校では１９１時間以上）の勤務時間を上限として各校に派遣していただいています。しかし、当市においては需要との乖離が大きく、独自に５人（各人週１回、４時間）を確保しております。

このように、スクールカウンセラーが不足しているため、児童、保護者がすぐに相談したい場合でも、相談に至るまでに１か月以上かかることがあります。

ついては、県におかれては、**スクールカウンセラーの年間派遣時間を現在と同等の１人あたり年間１９１時間程度とした場合、「ニッポン一億総活躍プラン」にある「教育相談機能の強化」「原則として全公立小中学校に配置」との記載を踏まえ、小学校においては１校１人の配置に増員するよう要望します。**

また、中学校においても、大規模校などの理由で派遣要望の多い市町村には、より手厚い配置が可能となるよう要望します。

経済部会関係

１３　愛知県国際展示場「Aichi Sky Expo」を基点としたアフターMICEの三河地域への展開について

〔岡崎市提出〕

国際的な会議や学会、見本市などの総称である「MICE(マイス)」は、観光よりも滞在時間が長く経済効果が高いとされているため、国は国内への誘致を推進しています。

県においては、平成27年4月に愛知・名古屋MICE推進協議会を設立し、県内各地へのMICE誘致を進めています。

また、令和元年8月30日に日本で4番目の広さを誇る愛知県国際展示場「Aichi Sky Expo」が開業し、今後、さらに多くのMICE誘致が進められていくと考えられます。

しかし、アフターMICEについては、主に名古屋市に集中しており、三河地域への経済波及効果が低い状況であります。

ついては、県におかれては、**日本のMICE市場における新しいプレイヤーとして期待される愛知国際会議展示場株式会社と三河地域の観光協会等が連携した、三河地域でのアフターMICE誘致への支援や、PR冊子作製に対する財政的支援を要望します。**

また、豊橋駅や三河安城駅へのバス輸送に係る財政的支援を要望します。

１４　耕作放棄地再生利用の促進に係る補助制度の創設について

〔田原市提出〕

持続可能な農業の振興を図るうえで、優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化が重要でありますが、農業者の高齢化、担い手不足等により耕作放棄地は増加しており、その発生防止と解消は大きな課題であります。

平成２１年度から平成３０年度の１０か年度においては、国の耕作放棄地再生利用緊急対策における再生利用交付金制度により、耕作放棄地を再生し担い手の規模拡大、農地集積を促進してきましたが、この交付金制度は平成３０年度で終了となりました。

しかしながら、担い手となる農家が荒廃した農地を再生するには、多額の費用を伴うものであり、交付金などの支援なしでは、その促進が困難であります。

また、現行の国の制度において、団体を条件とする耕作放棄地関連の事業はあるものの、担い手個人の規模拡大や農地集積に対応できる支援制度がありません。

ついては、県におかれては、**耕作放棄地の解消、担い手農家の規模拡大、利用集積を促進するため、耕作放棄地の再生利用に要する費用に対し、新たな補助制度を創設するよう要望します。**

１５　下水道管渠の改築事業に係る県費補助の継続について

〔一宮市提出〕

一宮市の下水道事業については、大正15年から中心市街地で整備が始められ、現時点で老朽管延長は200㎞を超え、今後も増加していく見込みであり、下水道老朽管渠の改築は喫緊の課題であります。

国の緊急改築推進事業補助金制度は、小規模管渠の改築でも補助対象となり得る補助金制度でしたが、平成29年度で廃止となりました。

老朽化した下水道管渠による大規模な陥没事故の防止を図り、安全で衛生的な市民生活を継続していくためには、都市インフラである下水道の計画的な改築更新は不可欠なものであります。

また、老朽化については幹線管渠のみならず、支線管渠や取付管でも進行しており、国庫補助対象以外の管渠についても改築更新を図る必要があります。

このような中、県では、令和元年度から国庫補助対象以外の下水道老朽管渠の改築が、市町村下水道事業費補助金の認定対象となりました。

ついては、県におかれては、**下水道老朽管渠の改築には、市町村下水道事業費補助金（県費補助事業）が有効であるため、本制度の確実な継続と予算の確保を要望します。**

１６　改良すべき踏切への対策について

〔稲沢市提出〕

踏切は、交通渋滞や踏切事故、地域分断を引き起こす等、地域に及ぼす社会的影響が大きく、踏切待ちによる直接的な経済損失などが問題となっており、早急な対策の実施が望まれているところであります。

国では、これまで以上に踏切の対策を加速するため、平成２８年３月に踏切道改良促進法が改正されました。その後、平成２９年１月に稲沢市内で７箇所の踏切が改良すべき踏切に指定されたところであります。

指定された踏切の対策実施は、令和２年度まで又は計画期間内という期限が定められています。稲沢市が道路管理者である踏切は、抜本的な対策となる鉄道高架化や都市計画道路整備が事業化されていないため、当面は、短期対策を検討し、実施していかなければなりませんが、今のところ効果的な対策が立案できておりません。

ついては、県におかれては、**対策の早期立案に向け、改正踏切道改良促進法に基づき、新たに組織することができる「地方踏切道改良協議会」も活用しながら、専門的知見による助言や指導等の技術的支援をするようお願いするとともに関係者の合意形成に関与していただくよう要望します。**

また、市町村が道路管理者である踏切について、踏切の対策や踏切周辺対策などを計画的かつ円滑に実施できるよう、継続的かつ確実に予算を確保するよう国への働きかけを要望します。

１７　コミュニティバスの運営費に対する補助制度の創設について

〔犬山市提出〕

当市では、コミュニティバス運行に際し、これまで年間 5,000 万円を負担金として支出しており、今年度は市民の要望に応える形で、更に 2,000 万円を上乗せしたところであります。

高齢者による交通事故が多発している中、運転免許証を自主返納する高齢者は増加しており、コミュニティバスに対する要望は現状でも多く、今後更に増加することが予想されます。

国には、地域公共交通確保維持事業として運行経費に対する補助制度はありますが、補助額が年々減少しており、平成 30 年度は、運行負担金に対し 5%程度となっています。

県には、コミュニティバス運行経費に対する市町村への補助制度はありません。

地域の足ともいうべきコミュニティバスですが、交通弱者への対応も、財政面で限度があります。その中で、中部運輸局管内では、市町村への財政的措置を講じている県が一部あります。

ついては、県におかれては、**コミュニティバス運行に当り、地域から求められる要望を取り入れた運用が実現できるよう、国の補助制度に加え、支援制度を創設いただくよう要望します。**